



鳥取県公報

平成12年11月7日(火)
第7230号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	調理師法施行令による主たる事務所の所在地等の変更の届出（健康対策課）..... 1
	土地改良区の役員の就退任（2件）（耕地課）..... 1
	基本測量の実施（管理課）..... 3
	県道の区域の決定（道路課）..... 3
	県道の区域の変更（ " ）..... 3
	県道の供用の開始（ " ）..... 4
	電線共同溝を整備すべき道路の指定（ " ）..... 4
	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）..... 4
	都市計画の変更予定（6件）（ " ）..... 5
	総合的設計によって建築される建築物の認定（建築課）..... 8
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正..... 9

告 示

鳥取県告示第615号

調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第15条の2において準用する同令第2条の2第2項の規定に基づき、次のとおり社団法人鳥取県調理師連合会から主たる事務所の所在地及び届出受理事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定届出受理機関名	変 更 前	変 更 後	変更年月日
社団法人鳥取県調理師 連合会	米子市皆生温泉一丁目 12 - 17	東伯郡三朝町大字三朝 910 - 4	平成12年9月21日

鳥取県告示第616号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	平 井 嗣 夫	八頭郡郡家町大字市場168
"	露 木 忠 治	八頭郡郡家町大字篠波78
"	古 家 祐之介	八頭郡郡家町大字大坪414
"	加 藤 一 美	八頭郡郡家町大字上峰寺188
"	桑 村 義 昭	八頭郡郡家町大字山田21
"	山 根 茂	八頭郡郡家町大字稲荷97
"	奥 村 明	八頭郡郡家町大字門尾261
監 事	平 尾 健 男	八頭郡郡家町大字別府269 - 6
"	小 谷 勲	八頭郡郡家町大字宮谷77 - 4

平成11年4月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	和 田 哲 也	八頭郡郡家町大字福地346
"	平 尾 厚 志	八頭郡郡家町大字別府54 - 5
"	露 木 忠 治	八頭郡郡家町大字篠波78
"	古 家 祐之介	八頭郡郡家町大字大坪414
"	加 藤 一 美	八頭郡郡家町大字上峰寺188
"	桑 村 和 夫	八頭郡郡家町大字山田22
"	奥 村 明	八頭郡郡家町大字門尾261
監 事	前土居 一 恭	八頭郡郡家町大字下峰寺107 - 2
"	小 谷 勲	八頭郡郡家町大字宮谷77 - 4

平成11年4月28日就任 任期4年

鳥取県告示第617号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 根 正 司	八頭郡船岡町大字殿563
"	前 田 優	八頭郡船岡町大字下野369
"	堀 場 敦	八頭郡船岡町大字塩上234
"	林 正 法	八頭郡船岡町大字下野169
"	藤 田 澄賀夫	八頭郡船岡町大字橋本117
"	山 本 聰	八頭郡船岡町大字水口213
"	福 田 利 継	八頭郡船岡町大字殿406
監 事	山 本 博 義	八頭郡船岡町大字水口232
"	浦 林 寿 男	八頭郡船岡町大字下野13

平成12年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 前田 優 八頭郡船岡町大字下野369
 " 山本 聡 八頭郡船岡町大字水口213
 " 堀場 敦 八頭郡船岡町大字塩上234
 " 林 正法 八頭郡船岡町大字下野169
 " 小原 茂廣 八頭郡船岡町大字橋本223 - 2
 " 石井 良一 八頭郡船岡町大字殿243
 " 前田 幸巳 八頭郡船岡町大字殿539
 監事 浦林 寿男 八頭郡船岡町大字下野13
 " 福田 利継 八頭郡船岡町大字殿406
 " 山本 博義 八頭郡船岡町大字水口232

平成12年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第618号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（高度基準点測量及び地域基準点測量）
- 2 作業期間 平成12年10月30日から平成13年3月16日まで
- 3 作業地域 米子市、東伯郡赤碓町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡日南町、江府町及び溝口町

鳥取県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年11月7日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
下見関金線	東伯郡東伯町大字三本杉字東屋敷386地先から同大字字尾尻 285 - 5地先まで	11.3 ~ 34.4	120.0

鳥取県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年11月7日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉赤碓中 山線	東伯郡東伯町大字三本杉字下前林801 - 3地先か ら同町大字別宮字前井滝平ル林146 - 1地先まで	変更前	5.7 ~ 26.0	573.0
		変更後	11.2 ~ 31.5	515.4

鳥取県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年11月7日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
倉吉赤碓中山線	東伯郡東伯町大字三本杉字下前林801 - 3地先から同町大字別宮 字前井滝平ル林146 - 1地先まで	平成12年11月7日
下見関金線	東伯郡東伯町大字三本杉字東屋敷386地先から同大字字尾尻285 - 5地先まで	〃

鳥取県告示第622号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	米子境港線	米子市西町73 - 2地先から同市内町169 - 3地先まで
県 道	皆生西原線	米子市東福原六丁目546 - 1地先から同市西福原三丁目596地先まで

鳥取県告示第623号

土地区画整理法（昭和29年法律第109号）第39条第1項の規定に基づき、三朝町大瀬第1地区土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間
平成10年10月30日から平成14年3月31日まで
- 2 施行地区
変更なし
- 3 事務所の所在地
三朝町大字大瀬999 - 2 三朝町役場建設課内
- 4 設立認可の年月日
平成10年10月26日
- 5 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
三朝町役場及び施行地区周辺の大瀬区の掲示場に掲示する。
- 7 変更認可の年月日
平成12年10月27日

鳥取県告示第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年11月7日から同年11月21日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年11月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画道路3・5・3号美萩野覚寺線（変更前3・5・3号堀越覚寺線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
鳥取市美萩野一丁目及び三丁目並びに伏野字中ノ茶屋裏、字塚松ノ下、字長者石、字中ノ茶屋及び字砂浜
変更する部分
鳥取市湖山町西一丁目、二丁目及び三丁目

鳥取県告示第625号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年11月7日から同年11月21日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年11月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画臨港地区 鳥取港臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市賀露町北四丁目

追加する部分

鳥取市賀露町北三丁目、西三丁目、西四丁目及び字西浜

鳥取県告示第626号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年11月7日から同年11月21日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年11月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・5・7号末広滝山線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市卯垣一丁目及び二丁目

鳥取県告示第627号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年11月7日から同年11月21日まで倉吉市役所（倉吉市葵町722）、関金町役場（東伯郡関金町大鳥居193-1）、羽合町役場（同郡羽合町久留19-1）、東郷町役場（同郡東郷町龍島500）及び三朝町役場（同郡三朝町大瀬999-2）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年11月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道天神川流域下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

排水区域の表示

鳥取県告示第628号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年11月7日から同年11月21日まで米子市役所（米子市加茂町1-1）、境港市役所（境港市上道町3000）、及び日吉津村役場（西伯郡日吉津村日吉津872-15）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年11月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

米子市河崎字大水落沖、字矢倉灘道西、字沖通り及び字三柳境沖並びに両三柳字三保向一、字三保向二、字河崎境、字文平沖通及び字山中新川

変更する部分

米子市夜見町字砂浜、字砂浜四、字砂浜五、字新開、字新開六、字新開七、字新開八及び字新開九、西福原字堀川尻甲、字堀川尻乙及び字堀川尻丙、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、皆生二丁目、車尾字七人新田、字ハゼノ木字村ノ上及び字下河原、福市字寺屋敷、字谷浅、字東場、字東堀、字西角田、字御所原、字御所原前、字南御所原、字亀甲、字川平山及び字岸辺向、青木字稲場、字宮ノ前、字宮ノ前上及び字兵一ケ市並びに富益字新開一、字新開二、字新開三、字新開四、字新開五、字新開六、字新開七、字新開八、字新開九及び字往来東三並びに境港市佐斐神町字長山、字長山灘一、字長山灘二、字上灘、字北灘、字東屋敷、字下東屋敷、字下西屋敷及び字丸塚

削除する部分

境港市佐斐神町字戸ノ口、字南原、字十星、字御休所、字青木、字上西屋敷、字上東屋敷及び字中東屋敷

2 市街化調整区域

追加する部分

境港市佐斐神町字戸ノ口、字南原、字十星、字御休所、字青木、字上西屋敷、字上東屋敷及び字中東屋敷

変更する部分

米子市河崎字大水落沖、字矢倉灘道西、字沖通り及び字三柳境沖、両三柳字三保向一、字三保向二、字河崎境、字文平沖通及び字山中新川、夜見町字砂浜、字砂浜四、字砂浜五、字新開、字新開六、字新開七、字新開八及び字新開九、西福原字堀川尻甲、字堀川尻乙及び字堀川尻丙、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、皆生二丁目、車尾字七人新田、字ハゼノ木字村ノ上及び字下河原、福市字寺屋敷、字谷浅、字東場、字東堀、字西角田、字御所原、字御所原前、字南御所原、字亀甲、字川平山及び字岸辺向、青木字稲場、字宮ノ前、字宮ノ前上及び字兵一ケ市並びに富益字新開一、字新開二、字新開三、字新開四、字新開五、字新開六、字新開七、字新開八、字新開九及び字往来東三、境港市佐斐神町字長山、字長山灘一、字長山灘二、字上灘、字北灘、字東屋敷、字下東屋敷、字下西屋敷及び字丸塚

鳥取県告示第629号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成12年11月7日から同年11月21日まで米子市役所（米子市加茂町1-1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成12年11月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 5・6・2号弓ヶ浜公園

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市両三柳字宇治平道左右

追加する部分

米子市両三柳字幸助平道左右、字新川西、字御免地道西沖及び字御免地道東

鳥取県告示第630号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、総合的設計によって建築される各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成12年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 建築主

岩美郡岩美町大字浦富675-1

岩美町

岩美町長 榎本 武利

2 一団の土地の区域

(1) 位置 岩美郡岩美町大字浦富字横丁753-1、755及び752

(2) 面積 3,353平方メートル

3 建築物の数

(1) 認定に係る建築物の数 5棟

(2) 同一敷地内の他の建築物の数 なし

4 認定に係る建築物の用途、構造及び規模

(1) 用途 長屋建て住宅

(2) 構造 木造

(3) 規模 2階建

建築面積 587.60平方メートル

延べ面積 824.10平方メートル

5 関係図書の縦覧場所

鳥取県東町一丁目220

鳥取県土木部建築課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第95号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成12年11月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
<u>介護老人保健施設ル・サントリオン鹿野</u>	気高郡鹿野町大字今市 80	<u>老人保健施設しかの苑</u>	気高郡鹿野町大字今市 80
略		略	

